

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 3 2 号	受理年月日	令和 8 年 8 月 1 2 日
件 名	認可保育園の利用調整における所得制限（同点時の優先順位）の見直し、および保留児に対する一時保育無償化等の経済的支援を求める陳情書		

【陳情の趣旨】

私は目黒区内でフルタイムで共働きをし、相応の税負担を行っている住民です。現在、認可保育園の空き待ち（保留）の状態が続いており、直面している制度の不条理について、区議会の皆様に直接お聞きいただきたく陳情いたします。

目黒区から「認可保育園は児童福祉法に基づく施設であり、生計維持が困難な世帯を優先する」「子供の養育は父母合算の世帯で責任を持つべき」との説明を受けました。しかし、この一見もっともらしい福祉の建前は、現代の都市部で必死にキャリアを維持し、自立して働く女性の実態を完全に無視しています。

フルタイムで働いている以上、世帯年収の高さに関わらず「保育が必要な度合い」は全く同じです。それにもかかわらず、夫婦それぞれが努力して稼ぎ、多くの税金を納めている世帯を「年収が高い」という理由だけで選考で後回しにする仕組みは、頑張っている人間が明確に損をする不公平なシステムです。

働くのは「世帯」ではなく「個人（女性）」です。女性の経済的自立やキャリア継続を妨げる現行の世帯合算での判定は、時代遅れと言わざるを得ません。

さらに理不尽なのは、定員不足という行政側の理由で保育園に入れないにもかかわらず、その代替手段である一時保育の費用は全額自己負担（あるいはひとり親等の困窮層のみに手当が支給される仕組み）となっている点です。

高い税金を納めさせられ、保育の権利は与えられず、働き続けるためのセーフティネット（一時保育）まで自腹を切らされる。これでは、私たちはただ他者のための財源として搾取されているようにしか感じられません。

行政が「時代に沿った仕組みに見直している」と言うのであれば、この歪んだ逆インセンティブの仕組みを即刻改めるべきです。困窮層の支援だけでなく、社会と財政を支えている現役世代・共働き世帯が正当に報われ、キャリアを諦めずに済む「納得感のある目黒区」への変革を強く求めます。

【陳情事項】

1 認可保育園の利用調整（同点時の優先順位）において、世帯年収（区民税所得割額の低さ）を優先する現行の基準を撤廃、または見直すこと。

2 定員不足により認可保育園に入所できない保留児に対し、一時保育の利用料をひとり親家庭等に限定せず、所得制限なしで一律に無償化、または補助金を支給すること。